

第12回 電力取引監視等委員会

議事録

日時：平成 27 年 11 月 20 日 10：30～11：00

場所：経済産業省 本館 2階 西8 共用会議室

議題

1. 小売電気事業の登録の審査結果について

○八田委員長 それでは、ただいまより第12回電力取引監視等委員会の第2部を開催いたします。

事前にお知らせいたしましたように、本日9時から第1部として小売登録の審査等に関して審議いたしました。しかし、内容が個別企業の情報を取り扱うものとなるため、運営規則に従って、委員会の判断によって非公開の開催とした次第です。

それでは、第2部の議事に入らせていただきます。本日は、小売登録の審査に関する審議を議事することにいたします。

では、カメラの撮影はここまでということになります。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、小売電気事業の登録の審査結果について、新川課長よりご説明をお願いいたします。

○新川取引監視課長 取引監視課の新川でございます。よろしくお願いいたします。

お手元に資料3がございます。小売電気事業及び小売供給の登録についてという資料でございます。

これまでに、この委員会におきまして、56件につきまして、経済産業大臣の意見照会への回答をさせていただいているところでございます。電気の使用者の利益の保護のために適切でないと認められるものに該当する事実は認められない旨の意見を回答しているところでございます。

引き続き、登録申請が来ておりまして、今回またその審査をお願いするものでございま

す。11月19日時点で157件の登録申請が来ております。内訳としましては、小売電気事業が155件、小売供給が2件となっております。

このうち、既に56件については意見聴取を受けた回答を経済産業大臣に返しているというものでございます。第1部におきまして、10件の事業者につきまして個別にご説明をさせていただきましたが、電気の使用者の利益の保護のために適切でないと認められるものに該当する事実は認められないと考えておりますので、資料3—1によりまして経済産業大臣に意見を回答するという事に関し、ご検討いただければ幸いです。

資料3—1でございます。電力取引監視等委員会委員長名で経済産業大臣宛でございます。小売電気事業を営もうとする者の登録について（回答）というものでございます。

今回、別添に10社の名前を記載させていただいております。株式会社アイ・グリッド・ソリューションズ、株式会社エネルギー・ソリューション・アンド・サービス、青梅ガス株式会社、株式会社コンシェルジュ、株式会社サニックス、サミットエナジー株式会社、株式会社サンエー、テス・エンジニアリング株式会社、東京ガス株式会社、リコージャパン株式会社、以上10社につきまして、また1ページ目に戻りますが、いずれも審査基準1.(2)に該当する事実は認められませんでしたという回答でございます。

ただし、これはまだ事前登録でございますので、電気事業法上の規定が適用できるのかどうかという観点から、1、2、3の条件を付して経済産業大臣宛に回答させていただくということにつきまして、これまでの3回と同じでございます。

資料3—2は、それぞれの事業者の住所、代表者氏名、電話番号等について記載させていただいた資料でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○八田委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただいまのご説明に関して、ご意見ございませんでしょうか。どうぞ。

○林委員 ご説明どうもありがとうございました。前回8件だったのが今回10件ということで、2件増えているということで、事務局も相当スピードアップで一生懸命やられていただいているのは私も非常によくわかっていることではございますけれども、件数が今回かなり増えてきている中で、登録申請は多分いろいろな業者があると思うのですが、実際早い事業者の方々はどうくらいでとれているのかという話と、もし遅い場合、当然先着というか、ちゃんと受け付けた順番できっちりやられているというのはよく存じているのですが、早く回って登録申請が終わった事業者と、そうではない事業者ではどういう差があ

るかというところは多分皆さんも興味があるかなと思ひまして、言える範囲で結構ですので、お願いします。

○新川取引監視課長 現時点で登録申請が157件来ております。委員会のほうに来ております件数としては、トータルで118件の意見照会を既にいただいております、うち56は回答開始、今回10件について回答開始、66をこれで返すことになるというものになります。

今回の中で最も早い事業者につきましては、10月21日に申請をいただいたものがございまして、本日が11月20日でございますので、1ヵ月を切った状態で登録に対する回答をさせていただくということになります。

ただ、これは質問に対して回答が早い場合でございます。基本的には資源エネルギー庁、経済産業大臣から意見照会をいただいたものの順番に次々にご質問をさせていただいて、例えば消費者の方からお問い合わせをいただく電話番号をホームページにアップしないとされている方についてはアップするというように訂正していただくということ、非常に細かいことではございますが、そういったことを一つ一つ確認して改善をお願いし、登録させていただいておりますが、そのレスポンスが猛烈に早い方と、1つの質問をするとしばらく時間がかかってから回答をいただく方といらっしゃいます。したがって、そのレスポンスの差が登録申請のスピードの差になっているというものでございます。

○八田委員長 ほかにご意見、ご質問ございませんでしょうか。

それでは、原案どおり、別紙に記載されている10社について、小売電気事業者として登録することに問題がない旨を委員会の意見として決定して、経済産業大臣に回答することにし、さらに、この意見は委員会終了後、公表したいと思ひますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、そのようにさせていただきます。

本日予定していた議事は以上でございますが、委員の皆様から何かほかにご覧いただけますでしょうか。

なければ、事務局より連絡事項がございましたらお願いいたします。

○岸総務課長 次回の日程につきましては、改めて、正式に決定いたしましたらご連絡、ご報告申し上げたいと思ひます。

以上です。

○八田委員長 それでは、本日の委員会はこれにて終了いたします。ご意見どうもあり

ありがとうございました。

——了——